

袖ヶ浦市市制施行30周年記念事業市民実行委員会規約（案）

第1章 総則

（名称）

第1条 本会は、袖ヶ浦市市制施行30周年記念事業市民実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

（目的）

第2条 実行委員会は、袖ヶ浦市の市制施行30周年に合わせて、記念事業の基本方針に掲げた、みんなでつくるわがまち袖ヶ浦の機運の醸成、次世代へつなぐ未来の袖ヶ浦に向けた取組、袖ヶ浦の魅力発信（シティプロモーション）の推進を達成するため、市民や各種団体が主体となり記念事業のメインイベント等を開催することを目的とする。

（事業）

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 30周年記念メインイベントの企画、準備及び運営
- (2) 30周年を祝うその他記念事業、各種広報、魅力発信事業
- (3) その他前条の目的を達成するために必要な事業

第2章 組織等

（組織）

第4条 実行委員会は、市民団体及び経済団体の代表者若しくは構成員、記念事業の目的に賛同する市民及び法人並びに袖ヶ浦市職員の中から、袖ヶ浦市長が委嘱する委員等をもって組織する。

（役員）

第5条 実行委員会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理事 5名程度
- (4) 監事 2名

2 会長は、袖ヶ浦市長をもって充てる。

3 副会長、理事及び監事は、会長が委員の中から指名する。

（役員の仕事）

第6条 会長は、実行委員会を代表し、その会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときは、会長があらかじめ指名した副会長がその職務を代理する。

3 監事は、実行委員会の会計その他の事務を監査する。

(任期)

第7条 委員及び役員等の任期は、実行委員会の設立の日から第22条の規定により実行委員会が解散する日までとする。

2 役員が、就任時の関係機関及び団体等の役職を離れた場合は、その後任者が、前任者の残任期間を務めるものとする。

第3章 総会

(総会)

第8条 実行委員会の総会（以下「総会」という。）は、会長、副会長、理事及び監事をもって構成し、次の事項を審議し、決定する。

- (1) 事業計画及び事業報告に関すること。
- (2) 予算及び決算に関すること。
- (3) 規約の制定及び改廃に関すること。
- (4) その他会長が必要と認めた事項

(招集)

第9条 総会は、会長が招集し、役員の過半数の出席をもって成立する。

(議長)

第10条 総会の議長は、会長がこれにあたる。

(議決)

第11条 総会の議決は、出席役員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(書面表決等)

第12条 天災及び感染症等の影響により、総会を招集することが困難なときは、その議決すべき事項を書面表決により議決することができる。また、インターネットを活用したオンライン会議により会議を開催することができる。

(専決処分)

第13条 会長は、総会を招集する時間的余裕がないときは、その議決すべき事項を専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを、次の総会に報告し、承認を求めなければならない。

第4章 役員会

(役員会)

第14条 第3条に定める事業を円滑に推進するため、実行委員会に役員会を置く。

2 役員会は、実行委員会の実施する事業の具体的運営に関し、重要な事項を協議

し、処理する。

- 3 役員会は、会長、副会長、理事及び監事をもって組織する。ただし、会長が必要と認めたときは、役員以外の者の出席を求めることができる。
- 4 役員会は、会長が招集し、その議長となる。
- 5 役員会の会議運営にかかる規定は、総会の規定を準用する。

第5章 プロジェクトチーム

(プロジェクトチーム)

第15条 第3条に定める事業の具体的な企画及び運営にあたるため、実行委員会にプロジェクトチームを置く。

- 2 プロジェクトチームは、実行委員会の実施する事業に関し、主に30周年記念メインイベントの企画、準備及び運営を行うものとする。また、30周年を祝うその他記念事業、各種広報及び魅力発信事業の企画等を行うものとする。
- 3 プロジェクトチームは、市民等からの公募及び各種団体からの推薦等により、会長が委嘱するメンバーをもって10名程度で組織する。
- 4 プロジェクトチームは、袖ヶ浦市職員で組織する袖ヶ浦市シティプロモーション戦略プロジェクトチームとの協働により、第3条に定める事業に取り組むものとする。

(プロジェクトチームミーティング)

第16条 プロジェクトチームのミーティングは、実行委員会の事務を処理する袖ヶ浦市企画政策部秘書広報課長が招集する。

- 2 プロジェクトチームのミーティングは、実行委員会プロジェクトチーム及び袖ヶ浦市シティプロモーション戦略プロジェクトチームの合同により開催する。
- 3 プロジェクトチームで必要があると認めるときは、チームメンバー以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

第6章 事務局

(事務局)

第17条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を袖ヶ浦市企画政策部秘書広報課内に置く。

第7章 会計

(経費)

第18条 実行委員会の事業に要する経費は、次に掲げるものをもって充てる。

- (1) 補助金及び負担金

(2) 協賛金及び寄附金

(3) その他の収入

(会計年度)

第19条 実行委員会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終了する。

(決算)

第20条 実行委員会の決算は、会計年度終了又は事業完了後、速やかに監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(報酬等)

第21条 委員等に対する報酬及び費用弁償は、支給しない。

第8章 解散

(解散)

第22条 実行委員会は、その目的が達成されたときに総会の議決を経て解散する。

2 実行委員会が解散する場合において、その残余財産は袖ヶ浦市に帰属するものとする。

第9章 補則

(補則)

第23条 この規約に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、令和3年4月23日から施行する。

2 実行委員会の設立当初の会計年度は、第19条の規定にかかわらず、設立日から令和4年3月31日までとする。

3 この規約は、実行委員会を解散した時にその効力を失う。